

社会福祉法人わかめ福祉会 公私連携幼保連携型認定こども園 兼原こども園

重要事項説明書

(令和6年2月1日現在)

○保育園の名称及び所在地

- (1) 名称：社会福祉法人わかめ福祉会 公私連携幼保連携型認定こども園  
兼原こども園
- (2) 在地：うるま市字喜屋武 384
- (3) 電話：098-989-4368

○運営主体

名称：社会福祉法人わかめ福祉会  
法人本部：那覇市首里石嶺町 3-199-2

○こども園概要

園名：兼原こども園 園長名：田港 朝世  
職員数：園長 1 名、主幹保育教諭 2 名、  
保育教諭 11 名以上（保育教諭の員数は園児数により変動する）  
保育教諭補助 1 名以上（入れる場合がある）  
看護師 1 名、栄養士 1 名、調理員 3 名 事務員 1 名

○定員

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号認定				15	15	15
2 号認定				12	12	12
3 号認定	9	12	12			
合計	9	12	12	27	27	27

1 号定員 計 45 名 2 号定員 計 36 名 3 号定員 計 33 名 合計 114 名

○学校医・学校歯科医

	病院名	医師名	電話番号
内科	発達クリニック C a n	遠藤 尚宏	098-968-2133
歯科	あおば歯科	赤地 修	098-972-4618

○学校薬剤師

	所属	薬剤師名	電話番号
薬剤師	沖縄薬剤師会	新江 裕貴	098-989-4692

## ○開園時間 教育時間 利用時間

開園時間：7：30～19：00

教育時間：8：00～14：00

利用時間は支給認定の区分に応じて以下のように決定する。

- (1) 1号認定児  
8：00～14：00
- (2) 2・3号認定児のうち保育標準時間認定を受けたもの  
7：30～18：30
- (3) 2・3号認定児のうち保育短時間認定を受けたもの  
8：00～16：00
- (4) 1号認定児が(1)の利用時間以外に保育を希望する場合には、開所時間の範囲内において、預かり保育を実施する。
- (5) 2・3号認定児のうち(2)、(3)の利用時間以外に保育を希望する場合には、開所時間の範囲内において、延長保育を実施する。

## ○教育・保育日

1号認定児の教育及び保育を行う日は、次に掲げる日とする。

- (1) 1学期 4月9日から7月19日まで
- (2) 2学期 8月28日から12月25日まで
- (3) 3学期 1月7日から3月19日まで

## ○休園日（こども園がお休みの日）

- (4) 日曜日
- (5) 国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」第3条の休日
- (6) 沖縄県慰霊の日を定める条例に定める日
- (7) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (8) その他、市長が必要と定める日（暴風警報・特別警報が発令された場合）

## ○休業日

1号認定児の教育及び保育を行わない日は、休園日のほか次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで
- (3) 夏季休業日 7月20日から8月27日まで
- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで
- (6) その他、市長が必要と認める日

## ○子育て支援

- (1) 保護者及び地域家庭が子育てを実践する力を向上させることを積極的に支援するために必要な情報提供や相談支援を行う
- (2) 障がいや発達上の支援を必要とする子どもと保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるような支援を行う。
- (3) 子育て支援事業として、次の事業を実施する。
  1. 延長保育事業
  2. 発達支援保育事業
  3. 子育て支援事業

## ○費用

利用者負担金(保育料)は「子ども・子育て支援法」により無償とし、その他教材及び給食費等(別表 1)に関してはこども園へ引き落としにて支払う。

給食費等の引き落としは 17 日とする。(土日にあたった場合は週明けになる。) 給食費の引き落としは、毎月払い、引き落としの際には 110 円の手数料(保護者負担分)を合わせて負担いただきます。

1 号認定において、必要に応じて幼稚園型一時預かりを利用することが出来る。その際、2 号認定の要件がある場合(新 2 号認定)は預かり保育等の費用を免除される場合があります。

利用認定の変更があった場合には速やかにうるま市保育こども園課に届けをし、こども園へ知らせてください。

## ○利用の開始及び終了に関する事項

市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた日から始まる。以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) うるま市の定める利用承諾期間が終了したとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## ○安全対策と事故防止

- (1) 安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、危機管理マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- (2) 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- (3) アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

- (5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、うるま市保育こども園課に報告をする。

### ○緊急時における対応方法

- (1) 教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、学校医又は子どもの主治医へ相談及びその他必要な措置を講じる。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、関係機関及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その損害にたいする賠償その他必要な措置を講じる。

#### ○保障制度

保育時間内の事故に対する災害給付については、日本保育協会の傷害保険で対応します。

### ○非常災害対策

非常災害に関する具合的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上の避難訓練及び消火その他必要な訓練を実施するものとする。

### ○災害時の避難場所

- (1) 園舎火災の場合は
- ① 当園の駐車場      ②兼原小学校運動場      ③上平良川公民館
- (2) 地震で建物が倒壊した場合は
- ① 兼原小学校運動場      ②兼原小学校体育館      ③上平良川公民館
- (3) 河川の氾濫・津波の恐れがある場合
- ① 当園の2階ホール

### ○備蓄・一時避難場所・収容避難場所・広域避難場所

備蓄	水、ミルク、ビスケット
一時避難場所	兼原小学校
収容避難場所	兼原小学校
広域避難場所	兼原小学校

### ○虐待の防止のための措置

- (1) 園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任の設置など必要な措置

を講じるものとする。

- (2) 園児に対する虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律等の規定に基づき、関係機関との連携を図るものとする。

### ○意見・要望・苦情対応

- (1) 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。
- (2) 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、常に改善を図るよう努めるものとする。
- (3) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。

○相談窓口

要望・苦情等にかかる窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名：親泊 彩花 TEL：098-989-4368
相談・苦情解決責任者	氏名：田港 朝世 TEL：098-989-4368
第三者委員	氏名：宇保 新一（公認会計士補） Mail:uhosin491224@gmail.com 氏名：比嘉 理恵（法律事務所） Mail:beni10imo@yahoo.co.jp
受付方法	面接・電話・書面等

### ○秘密の保持

- (1) 職員は、その業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持するものとする。
- (2) 職員は、本園の子育て支援事業を利用した子ども及びその家族の秘密を保持するものとする。
- (3) 職員は、本園の職員でなくなった場合においても、第1項及び第2項に規定する秘密の保持をするものとする。

### ○その他運営に関する重要事項

- (1) 当園は利用者及び利用児童の個人情報を遵守し、他に提供はしないこととする。但し、利用児童の誕生会の写真や活動写真に関しては活動報告の範囲で使用します。不都合のある場合はこども園に申し出てください。  
但し、法令に基づく場合・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等は情報を提供する場合があります。
- (2) 毎月配布する園だより、献立をコドモンの資料室に添付しています。また、必要に応じてお知らせをコドモンで配信しています。必ず内容の確認をして下さい。  
年間行事予定は、コドモンで確認ができます。変更がある際は、更新させていただきますので、その都度ご確認下さい。
- (3) 登降園時、園児引き渡し後の事故や怪我について、また保護者用駐車場での事件事

故について園は一切の責任を負いません。

- (4) 保護者及び保護者に準ずる方のお迎え後、再度登園することはできません。但し、デイケア等やむを得ない理由の場合はその都度園長等と相談の上、受け入れの決定をいたします。

\*保護者以外の方がお迎えの場合は、事前にこども園へ連絡をして下さい。

**【5歳児に関しては中学生以上のお迎えは連絡があれば可】**

- (5) 園長不在の際は、すべての業務の代理責任者を主幹とする。  
(6) その他、兼原こども園の利用にあたっての留意事項は「入園のしおり」に定めます。

### ○業務の質の評価

第三者評価については、2年に1度行い、その結果を公表します。

兼原こども園の教育・保育の提供を開始するにあたり、入園のしおり及び本重要事項説明書に沿って説明を行いました。

社会福祉法人わかめ福祉会  
公私連携幼保連携型認定こども園  
兼原こども園  
うるま市字喜屋武 384

園長 田港 朝世